

奄美農業創出支援事業費補助金交付要綱の一部改正について

16生産第7949号
平成17年4月1日
農林水産事務次官依命通知

奄美農業創出支援事業費補助金交付要綱（平成16年4月1日付け15生産第7893号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いする。

おって、鹿児島県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

奄美農業創出支援事業費補助金交付要綱（平成１６年４月１日付け１６生産第７８９３号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行																																								
第 1 ～第 11　〔略〕	第 1 ～第 11　〔略〕																																								
第12　補助金に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、 <u>7, 5 0 0</u> 万円とする。	第12　補助金に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、 <u>7, 0 0 0</u> 万円とする。																																								
別表　〔略〕	別表　〔略〕																																								
別記様式第 1 号　〔略〕	別記様式第 1 号　〔略〕																																								
I　〔略〕	I　〔略〕																																								
II　事業の内容	II　事業の内容																																								
1　〔略〕	1　〔略〕																																								
2　附帯事務費	2　附帯事務費																																								
<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">事 業 内 容</th><th rowspan="2">事 業 費</th><th colspan="2">負 担 区 分</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>国庫補助金</th><th>県 費</th></tr><tr><td>〔略〕</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区 分	事 業 内 容	事 業 費	負 担 区 分		備 考	国庫補助金	県 費	〔略〕						計						<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">事 業 内 容</th><th rowspan="2">事 業 費</th><th colspan="2">負 担 区 分</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>国庫補助金</th><th>県 費</th></tr><tr><td>〔略〕</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区 分	事 業 内 容	事 業 費	負 担 区 分		備 考	国庫補助金	県 費	〔略〕						計					
区 分				事 業 内 容	事 業 費		負 担 区 分		備 考																																
	国庫補助金	県 費																																							
〔略〕																																									
計																																									
区 分	事 業 内 容	事 業 費	負 担 区 分		備 考																																				
			国庫補助金	県 費																																					
〔略〕																																									
計																																									
（注）「区分」及び「事業内容」の欄は、生産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。	（注）「区分」及び「事業内容」の欄は、生産局長が別に定める附帯事務費の使途基準を参考として記入すること。																																								
III～VI　〔略〕	III～VI　〔略〕																																								
別記様式第 2 号～第 6 号　〔略〕	別記様式第 2 号～第 6 号　〔略〕																																								